

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
がと
の翌
日)

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
道路交通法による聴聞の実施
- ◇公安告示 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
を改正する規則
職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号の一部
改正
- ◇公告 行政書士試験の合格者

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を
次のように改正する。

第百十一条を次のように改める。

第百十一条 削除

附則

この規則は、昭和四十年十二月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）
の一部を次のように改正する。

別表第六号中「看護婦」を「看護婦・准看護婦」に改める。
別表第八号中「・准看護婦」を削る。

附則

この規則は、昭和四十年十二月一日から施行する。

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月三十日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「行政職給料表六等級に属する者について人事委員会が定める基準の例に」を「別表第二に定めるところに」に改める。

第三条中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 職員のうち別表第二の二等級の項に掲げる職にある者が別表第一の二等級二十五号給以上の号給を受けるに至つた場合においては、一等級に昇格させることができる。

5 前項の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の号給又給料月額、次の各号に定める号給又は給料月額とする

一 昇格直前の給料月額が、別表第一の二等級二十五号給であるときは、一等級二十一号給

二 昇格直前の給料月額が、別表第一の二等級二十六号給以上の額であるときは、当該給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給）の一号上位の号給又は給料月額とする。

6 第四項の規定に基づく昇格については、前項の規定によるほか、職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）第二条第一項第六号イに掲げる職にある者の例による。

別表第一の一等級の項中

41,820
43,570
45,210
46,650
48,090
49,330
50,360
51,380
52,410
53,440
54,470

を

43,570
45,210
46,650
48,090

49,330
50,360
51,380
52,410
53,440
54,470

に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
一等級	イ 自動車整備士の職の職務 ロ 運転手及び用務員の職のうち相当長期の経験を必要とする職の職務
二等級	運転手及び用務員の職の職務

附則別表第二の一等級の項中

1,220
1,270
1,310
1,350
1,390

1,430
1,460
1,480
1,510
1,540

1,570

を

1,270
1,310

1,350
1,390
1,430
1,460
1,480
1,510
1,540
1,570

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年十一月三十日

鳥取県公安委員長 井 上 善 一

一 倉吉地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和四十年十二月八日 午前十時から

倉吉市住吉町 倉吉警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 東伯郡大栄町大字由良宿一、五八三自動車等運転者 竹歳 茂
- (2) 倉吉市昭和町六九五 自動車等運転者 角田 信夫
- (3) 倉吉市福富三三二 自動車等運転者 石井 博康
- (4) 東伯郡三朝町坂本一五三五 自動車等運転者 入江 登
- (5) 倉吉市富海六二九 自動車等運転者 金田 収
- (6) 東伯郡東郷町川上九五八 自動車等運転者 森反 仁之
- (7) 倉吉市大河内三九六 自動車等運転者 高原 仁志
- (8) 倉吉市住吉町一一二 自動車等運転者 馬野 寿美
- (9) 倉吉市八屋三二五の一 自動車等運転者 佐々木三好
- (10) 倉吉市国府五四九の二 自動車等運転者 原田 幸則
- (11) 東伯郡東伯町大字逢東倉本和夫方 自動車等運転者 石賀 幸一
- (12) 東伯郡北条町大字江北一、九九七 自動車等運転者 門脇 茂美

二 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和四十年十二月九日 午前九時から

米子市糀町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 東伯郡東郷町旭一四三 自動車等運転者 三好 重利
- (2) 米子市錦町三丁目一四七の五 自動車等運転者 中村 和夫
- (3) 西伯郡会見町金田八〇九 自動車等運転者 梅原 良雄
- (4) 西伯郡淀江町大字淀江八三二の一 自動車等運転者 糀 和友
- (5) 西伯郡西伯町上中谷二二九四 自動車等運転者 遠藤 薫
- (6) 倉吉市北野四八四 自動車等運転者 増井 節雄
- (7) 米子市諏訪一八八 自動車等運転者 能登 忠弘
- (8) 境港市上道町一八二八 自動車等運転者 松本 正孝
- (9) 西伯郡大山町国信九五八 自動車等運転者 門脇 助行
- (10) 西伯郡岸本町口別所六 自動車等運転者 生田 彰
- (11) 西伯郡伯仙町河岡八五五の一 自動車等運転者 岡島 稔
- (12) 米子市皆生町一八七二 自動車等運転者 龜山 昭八
- (13) 東伯郡東伯町大字大杉一三七 自動車等運転者 小倉 清
- (14) 東伯郡三朝町大字本泉三五七の一〇 自動車等運転者 坂出 辰雄
- (15) 西伯郡大山町平木九八の一 自動車等運転者 山根 顕二
- (16) 東伯郡三朝町大字鎌田七七 自動車等運転者 岡本 正
- (17) 倉吉市服部三五五 自動車等運転者 宮坂 明

(18) 東伯郡羽合町大字水下一六〇 自動車等運転者 戸崎 敏男

人事委員会規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十一号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、人事委員会事務局の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の種類及び職の設置について定めることを目的とする。

(職員の種類)

第二条 職員の種類は、事務局職員及び事務員とする。

(職員の職)

第三条 職員の職は、次のとおりとする。

- 一 事務局職員をもつて充てる職 事務局長、次長、課長、係長、主任、主事
- 二 事務員をもつて充てる職 主事補

附則

この規則は、昭和四十年十二月一日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月三十日

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項第一号から第三号までを次のように改める。

一 一等級

イ 別表第八の一等級の欄に掲げる職の職務

ロ 別表第八の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、吏員である保健婦、吏員である助産婦及び吏員である看護婦で専門的知識及び長期の経験を必要とする職の職務

二 二等級

イ 別表第八の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、吏員である保健婦、吏員である助産婦又は吏員である看護婦で専門的知識及び経験を必要とする職の職務

ロ 別表第八の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、イに掲げる職以外の保健婦、助産婦又は看護婦で専門的知識及び長期の経験を必要とする職の職務

ハ 別表第八の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、イ及びロに掲げる職以外の職で高度の熟練及び長期の経験を必要とする職の職務

三 三等級

イ 別表第八の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、吏員である保健婦、吏員である助産婦又は吏員である看護婦の職務
ロ 別表第八の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、イに掲げる職以

別表第八

別表第一の知事の事務部局の保健所の項中「庶務主任」を「主任」に改
 別表第八を次のように改める。

医療職給料表(三等級別区分表

事務	知事の					組織名	区分			
	保健所	整肢学園	岩井長者寮	母来寮	更生指導所 身体障害者		職名	職名	職名	職名
	婦総 婦 長長									
	吏員である 助産婦 看護婦	吏員である 看護婦	吏員である 看護婦	吏員である 看護婦	吏員である 保健婦	看護婦	看護婦	看護婦	看護婦	
	准 看 護 婦	准 看 護 婦								

外の保健婦、助産婦又は看護婦の職務
 ハ 別表第八の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、イ及びロに掲げる職以外の職の職務
 ニ 別表第八の四等級の欄に掲げる職の職務のうち、高度の熟練及び長期の経験を必要とする職の職務

新次室
長長任

に改める。

別表第七の知事の事務部局の家畜保健衛生所の項中
 係長を
 主任係長

所長
次長
室長

を

に改める。

六 降任 任用規則第二条第三号に規定する降任をいう。

第三条第一項中「等級分類基準の規則」を「職務の等級の分類の基準に
関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級
分類基準の規則」という。）」に改める。

第七条中「前四条」を「第三条から前条まで」に改める。

第八条の二第一項第五号を次のように改める。

五 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

(1) 等級分類基準の規則第二条第八項第二号イに規定する職

十二号給

(2) 等級分類基準の規則第二条第八項第三号イに規定する職

七号給

(3) 等級分類基準の規則第二条第八項第三号ロ及びハに規定する職

十三号給

(4) 等級分類基準の規則第二条第八項第四号に規定する職

十一号給

第二十一条第七号ただし書中「第九条第四号」を「第九条第三号又は第
四号」に改める。

第二十二条を次のように改める。

(給料の補正)

第二十二條 この規則に定めぬ昇給期間の短縮又は昇給（以下「給料の
補正」という。）については、その計画について、あらかじめ、人事委
員会の承認を得なければならぬ。

2 給料の補正の実施に当たっては、個個について人事委員会の承認を得
なければならない。

別表第三の注の七の項を削る。

別表第五を次のように改める。

別表第五 公安職給料表初任給基準表

学歴免許	初	任	給
高 校 卒			一五、七九〇円

この規則は、昭和四十年十二月一日から施行する。

附 則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

昭和四十年十一月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十四号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員
会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

奨徳学校 主任、教護及び教母	児童と起居を共にする校長、 主任、教護及び教母	児童と起居を共にする校長、 主任、教護及び教母	百分の八
奨徳学校 児童と起居を共にしない主任 及び教母			百分の四

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十年十二月一日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号（職員の任用に関する規則に基く選考の基準について）の一部を次のように改正し、昭和四十年十二月一日から施行する。

昭和四十年十一月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

七 医療職(選考基準の表を次のように改める。

七 医療職(選考基準

等級	学 歴	経 験 年 数	備 考
四等級	准看護婦養成所卒	〇	1 本表は、等級分類の規則中の医療職(自)等級別区分表に定める職に適用する。
三等級	准看護婦養成所卒 看護婦養成所卒	〇七	2 学歴及び経験年数は、初任給規則第2条に定める学歴免許等の資格の区分及び経験年数による。
一等級	看護婦養成所卒	一〇	

公 告

昭和40年11月5日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和40年11月30日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

木島 慶秋 岡崎 悟 脇坂 壽弘 中田 忠雄
前田 利明 山根 和雄

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】